第20号様式別表２記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（法第321条の８第３項に規定する通算適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度（法人税法第64条の９第１項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第57条第６項又は第８項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付し、同項に規定する通算承認の効力が生じた日（以下この記載要領において「通算承認の効力が生じた日」という。）の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業（以下この記載要領において「新たな事業」という。）を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付すること。

２　「控除対象通算適用前欠損調整額②」の欄は、「通算適用前欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初通算事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第321条の８第４項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第321条の８第４項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の８第４項第２号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

(1)　２以上の最初通算事業年度終了の日がある場合　当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日

(2)　通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合において法人税法第57条第８項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額がある場合　新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日

(3)　最初通算事業年度について法人税法第71条第１項（同法第72条第１項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の８第３項の規定を適用する場合　同条第１項に規定する６月経過日の前日

３　「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1)　この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の２の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の３の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の４の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

(2)　第20号様式別表１の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額

４　法第321条の８第５項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済通算適用前欠損調整額（同項に規定する控除未済通算適用前欠損調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算適用前欠損調整額（同条第４項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。